

保健所における感染症対応職員の役割機能強化のためのガイドライン
及び研修プログラムの開発

研究代表者 春山早苗 自治医科大学看護学部 教授

研究要旨：

本研究の目的は、保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制や各感染症対応職員の役割、自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方を示すガイドラインを作成することであった。

研究目的を達成するために、以下の①～⑤を実施した。

- ①令和4年度に実施した全国の保健所長対象の「非常時における保健所長の役割やリーダーシップ及びサポート体制に関する調査」及び全国の保健所において管理的立場にあり、当該保健所のCOVID-19対応の全体像を把握している保健師対象の「新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制等に関する調査」の結果に基づく、保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割の整理
- ②令和4年度に保健所の保健師及び事務職等を対象に実施した調査「平時からの取組によりコロナ対応において有効に体制整備された事例」から、ガイドラインに掲載する【新興感染症パンデミックへの対応体制】及び【感染症対応業務における関係機関等との連携】に関する好事例の選出・整理
- ③令和4年度に都道府県庁及び保健所設置市並びに特別区の統括的立場の保健師を対象に実施した「感染症対応業務に従事する保健師等人員体制の強化および保健師等への研修に関する調査」及び保健所設置市と特別区を除く全国の市町村において保健所応援経験があり最も経験年数が高い保健師または人材育成担当保健師を対象に実施した「保健所を設置しない市町村保健師の感染症対応に関する研修の実態調査」の結果に基づく感染症危機管理の際に想定される役割案及びパンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシー並びにコンピテンシーに対応する研修テーマ・学習目標・研修内容例の検討
- ④研究班メンバーによる数回のミーティングによるガイドラインの構成要素についての検討
- ⑤構成要素に基づく①～③の合体・整理によるガイドラインの作成

以上により、Ⅰ. 本ガイドラインの目的、Ⅱ. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制、Ⅲ. 各感染症対応職員の役割、Ⅳ. 自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方で構成される「自治体における感染症対応職員の人材育成ガイドライン」を作成した。

本ガイドラインには、令和4年度に収集した事例も掲載し、イメージ化を図るとともに、各保健所の実情に合わせた参考資料になることを目指した。また、令和5年3月に告示され、同年4月1日から適用されている「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により配置することとなった保健所において保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の役割を特化して掲載し、今後の活動に役立つものとなることを目指した。さらには、保健所における新興感染症等の感染症健康危機管理において感染症対応職員に求められるコンピテンシーを『マネジメント役割を担う職員』、『左記以外の保健所職員』、『保健所以外の庁内職員・市町村保健師』に分けて整理し、4段階の到達レベルを設け、感染症対応職員として、感染症健康危機の発生時及び平時に求められることを明確にした。これにより、研修の企画・実施・評価に役立つと考える。

研究分担者

尾島 俊之	浜松医科大学医学部・教授
雨宮 有子	千葉県立保健医療大学健康科学部・准教授
井口 理	日本赤十字看護大学看護学部・准教授
鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部・教授
江角 伸吾	宮城大学看護学群・准教授

研究協力者

藤田 利枝	長崎県県央保健所・所長／県央振興局・保健部長（全国保健所長会推薦）
福田 昭子	山口県周南健康福祉センター保健環境部・主幹（全国保健師長会推薦）
塚本 容子	北海道医療大学看護福祉学部・教授
島田 裕子	自治医科大学看護学部・准教授
佐藤 太地	日本赤十字看護大学看護学部・助教
関山 友子	自治医科大学看護学部・准教授
岸 範子	自治医科大学看護学部・助教
赤松 友梨	京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野専門職学位課程／浜松医科大学健康社会医学講座・訪問共同研究員

A. 研究目的

令和2年1月より国内初感染事例が発生し、その後、全国的に流行した新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）は、令和5年5月8日に5類感染症へ移行するまで2類感染症相当の対応がなされ、この間、感染拡大により保健所業務は逼迫し、特に令和2年～令和3年はCOVID-19対応業務の遅れが生じ、現場指揮や受援体制の混乱等がみられた。このため、保健所体制の維持強化が求められ、また、令和3年秋の行政事業レビューでは、非常時の保健所長に求められる資格要件・権限のあり方の整理・検討の必要性が指摘された。

一方で、全所・全庁体制を敷き、外部委託や外部人材の投入、関係機関との連携により、保健所機能の維持強化を図った例²⁾もあった。先行研究

³⁾では感染症発生への備えに関する保健所の課題として、保健所長が役割を発揮できる体制整備、マニュアルの定期確認、衛生監視員との協働、保健所職員への研修、マンパワー確保等が明らかになっている。これまでの対応経験も踏まえ保健所のCOVID-19対応体制整備に有効であった平時からの取組と課題を明らかにし、今後備える必要がある。

保健所では、全所・全庁体制により、さらに管内市町村職員の協力を得る必要性も生じ、COVID-19に対応した者には保健師以外の技術系・事務系職員も多数含まれた。先行研究⁴⁾では感染症対策で求められる能力が明らかにされているが、これは既知の感染症の集団発生を想定したものである。新興感染症の拡大を想定し、保健所長や各職員の役割を整理する必要がある。また、このような事態では多くの人員が必要となり、感染症に対応できる人材育成が重要である。

次の感染症危機に備え、感染の初期段階から迅速かつ効果的に対策を講じられるよう、令和4年12月には改正感染症法が成立し、保健所設置自治体が策定する「予防計画」について、保健所の体制整備や人材の養成・資質の向上等の数値目標を定めることになった。また、地域保健法が改正され、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みであるIHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）が法定化され、地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、保健所設置自治体はIHEAT要員による支援体制を確保することとされている。保健所においては、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置することとなり、その業務の中には、有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化がある。

本研究の目的は、保健所が新興感染症の発生時に円滑な保健活動が展開できるよう、平時から取り組むべき事項を明らかにし、感染症対応職員の役割機能と、それに基づく人材育成についてのガイドラインを作成することである。また、非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方についても、サポート体制を含めて検討する。

2か年計画の1年目にあたる令和4年度は、感染症対応職員の役割及び平時から取り組むべき

事項並びに非常時における保健所長の役割等のあり方を明らかにするとともに研修の実態調査を行った。

2年目の令和5年度は、保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制や各感染症対応職員の役割、自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方を示すガイドラインを作成する。

B. 研究方法

1. 全体計画

2か年計画により、保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制や各感染症対応職員の役割、自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方を示すガイドラインを作成する。

本研究では、1年目に全国の保健所の保健所長、保健師や事務職、都道府県及び保健所設置市の統括的立場の保健師、市町村保健師を対象とした調査を実施し、2年目に、それらの調査結果に基づき、また、Incident Command System^④も参考に保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制や各感染症対応職員の役割等を整理する。また、感染症対応職員として、保健所の感染症担当以外の技術系・事務系職員、市町村職員も含めて検討する。

2. 本年度の研究の構成

本年度の研究は、以下の4つの分担研究により構成される。

分担研究1: 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割の整理

分担研究2: ガイドラインにおける事例の作成

分担研究3: 感染症対応職員を対象とした研修プログラムに必要なコンピテンシーの整理

分担研究4: 自治体における感染症対応職員の人材育成ガイドラインの作成

3. 本年度の計画

1) 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割の整理

分担研究1として、本研究班が令和4年度に実施した「非常時における保健所長の役割やリーダ

ーシップ及びサポート体制に関する調査」(対象は全国の保健所長)及び「新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制等に関する調査」(対象は全国の保健所において管理的立場にあり、当該保健所のCOVID-19対応の全体像を把握している保健師)の結果に基づき、保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割を整理する。

2) ガイドラインにおける事例の作成

分担研究2として、令和4年度に保健所の保健師及び事務職等を対象に実施した調査「平時からの取組によりコロナ対応において有効に体制整備された事例」から、【新興感染症パンデミックへの対応体制】及び【感染症対応業務における関係機関等との連携】に関する好事例を選出し、ガイドラインに掲載する事例として整理する。

3) 感染症対応職員を対象とした研修プログラムに必要なコンピテンシーの整理

分担研究3として、令和4年度に都道府県庁及び保健所設置市並びに特別区の統括的立場の保健師を対象に実施した「感染症対応業務に従事する保健師等人員体制の強化および保健師等への研修に関する調査」及び保健所設置市と特別区を除く全国の市町村において保健所応援経験があり最も経験年数が長い保健師または人材育成担当保健師を対象に実施した「保健所を設置しない市町村保健師の感染症対応に関する研修の実態調査」の結果に基づき、感染症危機管理の際に想定される役割案及びパンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシー並びにコンピテンシーに対応する研修テーマ・学習目標・研修内容について、分担研究者及び研究協力者で検討する。

4) 自治体における感染症対応職員の人材育成ガイドラインの作成

分担研究4として、令和4年度に実施した調査結果を踏まえ、研究班メンバーで数回のミーティングを行い、ガイドラインの構成要素について検討する。この構成要素について、分担研究1~3で具体的な内容を検討し、それらを合体・整理して、ガイドラインを作成する。

C. 研究結果

1. 分担研究1

保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割について、以下のことを整理した。

- ①新興感染症等感染症による健康危機発生時に必要となる役割機能
- ②新興感染症等感染症による健康危機発生時の感染症対応職員の役割
 - ・新興感染症等感染症による健康危機発生時に保健所の総合的なマネジメントを担う統括保健師等や管理的立場にある職員が担う保健所体制マネジメント・指揮に関わる保健所長のサポート役割
 - ・職員別新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務
 - ・保健所における管理的立場にある職員が新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務
 - ・新興感染症等感染症による健康危機発生時の保健所における投入人材による感染症対応業務
 - ・保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師等が中心となって平時から行う関係機関等との連携体制づくり
 - ・事務系職員に期待される情報管理の体制づくり
 - ・リスクコミュニケーションに関わる保健所職員の平時における役割

2. 分担研究2

前年度調査結果から、ガイドラインに掲載するための【新興感染症パンデミックへの対応体制】及び【感染症対応業務における関係機関等との連携】に関する好事例について、4カ所の保健所（市区型保健所2カ所、都道府県型保健所2カ所）を選出し、以下の例を整理した。

1) 新興感染症パンデミックへの対応体制

- 市区型保健所—
- ①統括保健師のサポート体制強化による有事の保健活動維持
 - ②疫学調査を担える職員の流動的任用・兼務発令による有事の即時柔軟な対応
 - ③同フロアの他課の気づきによる応援要請からの感染症主管課への応援体制整備

- ④平時の消防署職員との協働に基づく有事の救命および保健師のメンタルヘルス保持
- ⑤保健所医師の複数配置による有事の健康危機管理と保健所通常業務の両立
- ⑥情報専門職が配置されているDX課によるDX化促進・業務効率化による患者対応時間の確保

—都道府県型保健所—

- ①平時からの社会福祉施設への研修等実施による関係構築に基づく有事の早期状況把握
- ②クラスター事象の管内早期共有と対策実施を意図した研修による管内社会福祉施設・医療機関の協働した感染対策体制の強化

2) 感染症対応業務における関係機関等との連携

—医療機関・大学・民間企業等との連携—

- ①医師会・医療機関との関係構築による有事の迅速な医療体制整備
- ②協議会等による管内医療機関・大学等とのネットワーク構築に基づくデータベース・システム構築
- ③公民学が連携する街づくりの推進と関係者会議の継続による、有事の高度多機能資源の主体的連携活動の実現

—感染管理認定看護師（ICN）及び福祉施設退職者との連携—

- ①平時の社会福祉施設への近隣医療機関からの協力による関係構築に基づく有事の柔軟な支援体制構築
- ②平時からの医療圏内ICNとの協働に基づく有事の迅速な実践的支援
- ③感染拡大防止に向けた社会福祉施設現地相談会の実施による社会福祉施設の組織的感染対策力向上

—管内自治体及び県本庁との連携—

- ①管内市町の首長・管理職・保健師等への情報提供・意見交換による各自自治体での活動強化
- ②所長主導による管内医師会・医療機関との集中的・ピンポイントの情報提供・意見交換による医療連携強化
- ③所長のネットワークを活用した有効対策の収集とリスク判断に基づく本庁主管課を介した全保健所の体制改善

④本庁主管課コントロールでのメディア活用による新興感染症や保健所状況への住民の理解促進

3. 分担研究3

パンデミック等の感染症危機管理の際に担う役割は、【マネジメント役割を担う者】と、【メンバー役割を担う者】に分類された。

パンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーについては、「保健所職員の中でマネジメント役割を担う職員以外」と「自治体職員（市町村保健師を含む）」に分けて検討した。また、コンピテンシーは「A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える（保健所）」、「B. 感染症パンデミックに対応する」、「C. 全期を通じて健康危機管理に対する能力を強化する」の3つに分類した。「A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える（保健所）」のコンピテンシーは、「感染症による住民へのリスクをアセスメントする」、「住民に対する感染予防策を講じる」、「業務量と人員数を算定し受援の判断基準設定と所内の役割分担を定める」等の9つで構成された。「B. 感染症パンデミックに対応する」のコンピテンシーは、「患者・接触者への積極的疫学調査を行う」、「クラスター発生時の積極的疫学調査を行う」、「感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う」等の8つで構成された。「C. 全期を通じて健康危機管理に対する能力を強化する」のコンピテンシーは、「疫学的データ分析を行う」及び「感染症健康危機対応を評価し改善する」で構成された。

4. 分担研究4

令和4年度に実施した、全国の保健所長を対象とした「非常時における保健所長の役割やリーダーシップ及びサポート体制に関する調査」、全国の保健所において管理的立場にあり、当該保健所のCOVID-19対応の全体像を把握している保健師を対象とした「新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制等に関する調査」、都道府県庁及び保健所設置市並びに特別区の統括的立場の保健師を対象とした「感染症対応業務に従事する保健師等人員体制の強化および保健師等への研修に関する調査」、保健所設置市と特別区を除く全国の市町村において保健所応援経

験があり最も経験年数が高い保健師または人材育成担当保健師を対象とした「保健所を設置しない市町村保健師の感染症対応に関する研修の実態調査」、保健師及び事務職を対象とした「平時からの取組により新型コロナウイルス感染症対応において有効に体制整備された保健所へのインタビュー調査」の結果を踏まえ、2回のミーティングを行い、ガイドラインの構成要素について検討した。これに基づき、分担研究1から分担研究3に取り組み、これらを合体・整理して、「自治体における感染症対応職員の人材育成ガイドライン」を作成した。

D. 考察

1. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制の考え方

分担研究1の結果として、新興感染症等感染症による健康危機発生時に必要となる役割機能を整理した。この役割機能（担当）は、必須のものではなく、感染症の規模・状況によって、現場指揮者である保健所長だけでは全てを網羅することが難しくなってきたり、感染症担当職員だけでは対応が困難となり、全所体制・全庁体制あるいは外部人材の投入が必要となったりした場合等に、対応体制として必要に応じて設置し、また拡大したり縮小したりする⁵⁾という考え方に基づいて示した。

2. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機発生時の感染症対応職員の役割の考え方

令和4年度の調査結果から、感染症対応職員の中でも健康危機発生時に保健所の総合的なマネジメントを担う統括保健師等に相当する保健師等や管理的立場にある職員は、保健所体制マネジメント・指揮に関わる保健所長のサポート役割を担っており、また期待もされていたことから、その役割を担う際の留意点及び保健所長をサポートするための業務例を示すことが必要であると考えられた。

また、令和4年度の調査結果から、平時において感染症担当であるか否か、また、技術系職員か事務系職員かで期待される、または依頼される可能性がある役割・業務が異なっていると考えられた。そのため、感染症担当技術系職員、感染症担当事務系職員、感染症担当でない技術系職員・庁内技術系職員、感染症担当でない事務系職員・庁内事務系職員に分けて、新興感染症等感染症による健康危機発生時に

担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務を整理した。これらには新興感染症等感染症による健康危機発生に備えて平時に必要なこととも含めた。拡大・長期化するおそれのある新興感染症等感染症による健康危機に対しては、複数体制で各業務の指揮、進行管理やフェーズに応じた業務体制づくりを担えるようにしつつ、職員誰もが多くの業務を担えるようにし、“その職員しかできない”業務を減らすことが必要であると考えた。

さらに、令和4年度の調査結果から、保健所における管理的立場にある職員は、職種に関わらず、新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務が示唆された。そのため、これを整理し、また、新興感染症等による健康危機発生に備えて平時に必要なこととも含めた。

新型コロナウイルス感染症対応においては、様々な人材が保健所へ投入された。令和4年度の調査結果から、新興感染症等感染症による健康危機発生時に保健所へ投入される人材について、保健師、それ以外の技術系職員、事務系職員に分けて、担うことが期待される感染症対応業務や役割を整理する必要があると考えられた。

令和4年度の調査結果から、保健所における健康危機管理体制確保のために、総合的なマネジメントを担う保健師等が中心となって平時から行う関係機関等との連携体制づくり、事務系職員に期待される情報管理の体制づくり、リスクコミュニケーションに関わる保健所職員の平時における役割が示唆された。そのため、これらを感染症対応職員の役割とすることが必要であると考えられた。

3. 本庁および保健所におけるパンデミック等の感染症対応のための研修のあり方と今後の課題

本庁および保健所がパンデミック等の感染症対応のための効果的な研修を企画・実施するためには、本研究において検討した、マネジメント役割とメンバー役割を踏まえた各々のコンピテンシーを意識して、学習目標を設定し、研修内容を考えることが重要であると考えた。本研究では、コンピテンシーに基づく学習目標及びそれに対応する研修内容の例を示したが、今後はこれを自治体や保健所で実施し、受講者のコンピテンシーへの影響を確認していく必要がある。

4. 作成した「自治体における感染症対応職員の人材育成ガイドライン」

研究結果において決定したガイドラインの最終構成に基づき、分担研究1～3により、具体的な内容を検討して、「自治体における感染症対応職員の人材育成ガイドライン」を作成した（分担報告書末尾の資料）。ガイドラインの構成は、I. 本ガイドラインの目的、II. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制、III. 各感染症対応職員の役割、IV. 自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方とした。

II. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制については、ICS⁵⁾を参考にしているが、ICS という言葉は現場には馴染みにくいため使わず、また、保健所における健康危機対応計画（感染症編）策定ガイドライン⁶⁾の文言も参考にし、1. 新興感染症等感染症による健康危機発生時に必要となる役割機能として示した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応体制の例として、県型保健所の【ローテーションによる保健所全身体制】の事例及び、【管内人口約8万人の小規模な県型保健所】の事例を掲載し、イメージ化を図るとともに、各保健所の実情に合わせた参考資料になるようにした。

III. 各感染症対応職員の役割の1. 保健所体制マネジメント・指揮については、令和5年3月に告示され、同年4月1日から適用されている「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置することとなったため、この役割を特化して掲載し、今後の活動に役立つものとなることを目指した。また、その他の感染症対応職員の役割として、投入人材の職種や立場による切り口で示し、今後の受援体制づくりに役立つことを目指した。また、COVID-19の対応経験において課題となった関係機関との連携、情報管理、リスクコミュニケーション、それぞれの切り口で示し、事例も掲載して、各保健所の実情に合わせた参考資料になるようにした。

IV. 自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方については、保健所における新興感染症等の感染症健康危機管理において感染症

対応職員に求められるコンピテンシーを『マネジメント役割を担う職員』、『左記以外の保健所職員』、『保健所以外の庁内職員・市町村保健師』に分けて整理し、到達レベルは[主体的に判断してできる]、[部分的ではあるが主体的に判断してできる]、[指示・指導を受け実施できる]、[知識として理解できる]の4段階として、感染症対応職員として、感染症健康危機の発生時及び平時に求められることを明確にした。これにより、研修の企画・実施・評価に役立つと考える。

E. 結論

本研究の目的は、保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制や各感染症対応職員の役割、自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方を示すガイドラインを作成することであった。

そのために、以下の①～⑤を実施した。

- ①令和4年度に実施した全国の保健所長対象の「非常時における保健所長の役割やリーダーシップ及びサポート体制に関する調査」及び全国の保健所において管理的立場にあり、当該保健所のCOVID-19対応の全体像を把握している保健師対象の「新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制等に関する調査」の結果に基づく、保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割の整理
- ②令和4年度に保健所の保健師及び事務職等を対象に実施した調査「平時からの取組によりコロナ対応において有効に体制整備された事例」から、ガイドラインに掲載する【新興感染症パンデミックへの対応体制】及び【感染症対応業務における関係機関等との連携】に関する好事例の選出・整理
- ③令和4年度に都道府県庁及び保健所設置市並びに特別区の統括的立場の保健師を対象に実施した「感染症対応業務に従事する保健師等人員体制の強化および保健師等への研修に関する調査」及び保健所設置市と特別区を除く全国の市町村において保健所応援経験があり最も経験年数が長い保健師または人材育成担当保健師を対象に実施した「保健所を設置しない市町村保健師の感染症対応に関する研修の実態調査」の結果に基づく感染症危機管理の際に想定される役割案及びパ

ンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシー並びにコンピテンシーに対応する研修テーマ・学習目標・研修内容例の検討

- ④研究班メンバーによる数回のミーティングによるガイドラインの構成要素についての検討
- ⑤構成要素に基づく①～③の合体・整理によるガイドラインの作成

以上により、I. 本ガイドラインの目的、II. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制、III. 各感染症対応職員の役割、IV. 自治体における感染症対応職員を対象とした研修のあり方で構成される「自治体における感染症対応職員の人材育成ガイドライン」を作成した。本ガイドラインには、令和4年度に収集した事例も掲載し、イメージ化を図るとともに、各保健所の実情に合わせた参考資料になることを目指した。また、令和5年3月に告示され、同年4月1日から適用されている「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により配置することとなった保健所において保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の役割を特化して掲載し、今後の活動に役立つものとなることを目指した。さらには、保健所における新興感染症等の感染症健康危機管理において感染症対応職員に求められるコンピテンシーを『マネジメント役割を担う職員』、『左記以外の保健所職員』、『保健所以外の庁内職員・市町村保健師』に分けて整理し、4段階の到達レベルを設け、感染症対応職員として、感染症健康危機の発生時及び平時に求められることを明確にした。これにより、研修の企画・実施・評価に役立つと考える。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 1) 尾島俊之, 島田裕子, 藤田利枝, 春山早苗. 新型コロナウイルス流行時の保健所長の首尾一貫感覚(SOC)等と心理的苦痛. 第33回日本産業衛生学会全国協議会, 2023.
- 2) 島田裕子, 春山早苗, 江角伸吾, 福田昭子, 尾島俊之, 藤田利枝, 雨宮有子, 鈴木秀洋, 井口理. 保健所におけるCOVID-19対応体制整備1—保健所長のサポート体制. 第12回日本公

- 衆衛生看護学会学術集会抄録集, 207, 2024.
- 3) 尾島俊之, 島田裕子, 春山早苗, 藤田利枝, 江角伸吾, 雨宮有子, 井口理, 鈴木秀洋. 保健所における COVID-19 対応体制整備 2—保健所に有用であったサポート. 第 12 回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 207, 2024.
 - 4) 雨宮有子, 鈴木秀洋, 春山早苗, 尾島俊之, 井口理, 江角伸吾. 保健所における COVID-19 対応体制整備 3—有効であった平時の取組や体制. 第 12 回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 208, 2024.
 - 5) 井口理, 佐藤太地, 福田昭子, 江角伸吾, 雨宮有子, 鈴木秀洋, 塚本容子, 尾島俊之, 春山早苗: 感染症対応に関わる研修の実態 1 保健所を設置しない市町村保健師. 第 12 回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 2024.
 - 6) 江角伸吾, 福田昭子, 井口理, 雨宮有子, 鈴木秀洋, 尾島俊之, 島田裕子, 塚本容子, 春山早苗: 感染症対応に関わる研修の実態 2 都道府県庁及び保健所で実施された COVID-19 関連の研修. 第 12 回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 2024.
 - 7) Tomoko Sekiyama, Sanae Haruyama, Noriko Kishi, Toshiyuki Ojima, Yuko Amamiya, Aya Iguchi, Hidehiro Suzuki, Shingo Esumi. Mobilization of Human Resources at Public Health Centers to Enhance Surge Capacity During the COVID-19 Pandemic in Japan. 27th East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS 2024) Abstract No. 133, 2024.
 - 8) Yuko Amamiya, Hidehiro Suzuki, Toshiyuki Ojima, Aya Iguchi, Shingo Esumi, Sanae Haruyama. Measures to Increase the Surge Capacity of Health Departments during the COVID-19 Pandemic in Japan. 27th East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS 2024) Abstract No. 174, 2024.
 - 9) Shingo Esumi, Aya Iguchi, Yuko Amamiya, Hidehiro Suzuki, Toshiyuki Ojima, Sanae Haruyama: Training for Human Resources Mobilized at Public Health Centers to Address Surge Capacity During the COVID-19 Pandemic in Japan. 27th East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS 2024)

Abstract No. 187, 2024.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

引用文献

- 1) 内閣官房行政改革推進本部. 令和 3 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省庁の対応状況. 行政改革推進会議(第 47 回 令和 4 年 1 月 21 日) 資料 1 より <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskai gi/dai47/siryoul.pdf>
- 2) 春山早苗, 吉川悦子, 石橋みゆき, 雨宮有子, 奥田博子, 井口理, 江角伸吾, 他. 新型コロナウイルス感染症対応に関わる保健所体制整備のための外部委託及び非常勤職員等の活用等に関するガイドライン 令和 3 年 3 月 31 日. 厚生労働行政推進調査事業費補助金 厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症対応に関わる保健所業務における外部委託、非常勤職員等の効果的な活用のための研究(研究代表者 春山早苗)」令和 2 年度 総括・分担研究報告書. 58-124, 2021.
- 3) 春山早苗, 鈴木久美子, 小池亜紀子, 櫻山豊夫, 山口佳子, 他. 結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり並びに現任教育プログラムの開発に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)平成 19~20 年度総合研究報告書(研究代表者 春山早苗). 1-15, 2009.
- 4) 春山早苗. 感染症健康危機管理における保健所保健師の役割と求められる能力. 保健師ジャーナル, 65(9); 729-735, 2009.
- 5) 永田高志, 他監訳. 緊急時総合調整システム Incident Command System (ICS) 基本ガイドブック. 東京法規出版. 22-23, 2014.
- 6) 厚生労働省健康局健康課. 保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン. 令和 5 年 6 月.

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001190044.pdf>